

住民生活課税務係

からのお知らせ

(1番・2番窓) ☎64・1106



1 土地・家屋等の固定資産税
 の課税は毎年1月1日時点の状況に応じて課税されます！
 正確な課税を行うためにも、土地、家屋等について、次のとおり変更などがある場合は税務係までお知らせください。また、令和2年1月2日以降に用途や名義を変更した場合は、令和3年度の固定資産税に反映されます。

◆土地の用途変更など
 住宅の敷地には特例として、税負担を軽減する制度があります。事務所・店舗を改装し住宅として使用する場合や、住宅を住宅以外の用途に使用する場合には、あらかじめお知らせください。

◆家屋の新増築、取り壊しなど
 家屋の新築・増築・改装や、取り壊しなどを行った場合はお知らせください。
 耐震やバリアフリー、省エネのための改修工事を行った場合も、一定の要件を満たしていれば、申告により固定資産税が減額される場合があります。

2 償却資産（事業用資産）所有者には毎年申告する義務があります
◆償却資産とは？
 1月1日現在で、会社や個人が事業のために所有している構築物、機械、車両、船舶、器具・備品などの資産です。（ただし、土地や家屋、自動車を除きます。）

◆償却資産の対象となるもの例

飲食店	理容業・美容業	農業	小売店	医院	漁業
厨房設備 レジスター カラオケセット 冷蔵庫など	理・美容椅子 洗面設備 タオル蒸し器 サインポールなど	ビニールハウス 電動機 スプリンクラー 選果機など	商品陳列ケース 冷蔵販売機 冷蔵ストッカーなど	ベッド 手術台 X線装置 調剤機器など	魚群探知機 無線機 漁具など

※上記は一例です。業種により他にも償却資産があります。

◆償却資産の申告期限について
 令和2年度分は、令和2年1月31日までに申告してください。また、法令等で定める特例の認可を受けている場合は、申告書と併せてその旨を証明する書類を添付して申告してください。

3 給与支払報告書の提出について

法人・個人事業主を問わず給与等の支払いをしている方は、毎年1月31日までに「給与支払報告書」を各市町村に提出してください。

※給与支払報告書については、社会保険・税番号制度（マイナンバー制度）の施行に伴い、法人番号及び個人番号の記載が必要となります。



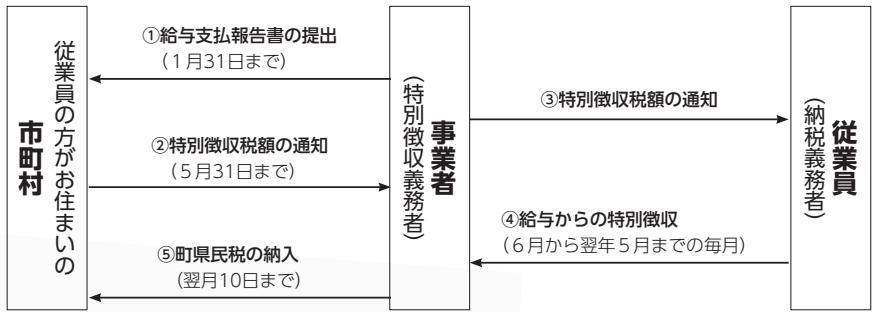
4 従業員の町県民税は、特別徴収が義務付けられています

◆町県民税の特別徴収とは？
 事業者（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に町県民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員（給与所得者）に支払う給与から町県民税（町県民税＋県民税）を徴収（天引き）し、納入していただく制度です。

特別徴収ができない理由に当てはまらない場合を除き、住民税の特別徴収を実施していただきます。「特別徴収のやり方が分からない」、「手続きが難しそうだから特別徴収の事務ができない」等の理由は、特別徴収が出来ない理由に当てはまりません。

◆「従業員（給与所得者）の所得税は給与から源泉徴収しているけれど、町県民税は徴収していない。」という方はありませんか？

和歌山県及び県内全30市町村は、平成30年度から原則として全ての事業者を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底しています。



給与支払報告書や特別徴収新規届出書等で特別徴収を行うこととなった事業者（特別徴収義務者）へ、毎年5月に「特別徴収税額決定通知書」を送付します。

その税額を毎月給与から天引きし、翌月の10日までに、同封している納付書を使って合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

新たに特別徴収を行う従業員が増えた、特別徴収していた従業員が退職した等の理由で、特別徴収税額に変更があれば、事業主（特別徴収義務者）の方から、従業員の住所地の市区町村へ届出が必要です。

5 町税の納め忘れはご注意ください

湯浅町、和歌山県および和歌山地方税回収機構では、11・12月を合同の「滞納整理月間」として、滞納縮減のため差押えを行うなど、協調して滞納整理を進めています。納期限までに税金を納付しないと、本来納めるべき税金のほかに延滞金を納付しなければなりません。また、滞納を放置されますと、法令に基づき滞納者の意思に関わりなく、強制的に財産の差押えや公売などの滞納処分を受けることになります。

税金は期限内に納付しましょう。口座振替を利用すれば、納期限内に登録いただいた口座から自動的に引き落としされます。ぜひご活用ください。

